

香川県広域水道企業団条例第18号

香川県広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）から第3項まで及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、香川県広域水道企業団の職員（以下「職員」という。）の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業をすることができない職員)

第2条 次に掲げる職員は、配偶者同行休業をすることができないものとする。

- (1) 条件付採用期間中の職員
- (2) 香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第13号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員

(配偶者同行休業の承認)

第3条 企業長は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第5条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第8条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務

(2) 事業を営むことその他の個人が業として行う活動であつて外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であつて外国に所在するものにおける修学（前2号に掲げるものに該当するものを除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事由

（配偶者同行休業の期間の延長）

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、企業長に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第3条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第7条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第5条第1号の外国での勤務が同日後も引き続きこととなり、及びその引き続きことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他これに準ずるものとして企業長が認める事情とする。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第8条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

(2) 企業長が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事由

（配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）

第9条 企業長は、第3条又は第6条の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び第3項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

- 2 企業長は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。
- 3 企業長は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、企業長は、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。
- 4 第2項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。